

名古屋市在宅高齢者エアコン設置等取扱事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

(申請者)

所 在 地

名 称

フリガナ
代表者氏名

「名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成事業に係る事業者の登録及びエアコン設置等助成金受領委任払い制度実施要綱」に基づき、名古屋市から在宅高齢者エアコン設置等取扱事業者として登録されたく、以下のとおり申請します。

1 委任者

所 在 地	
名 称	
代表者氏名	

注：申請者が支店等の場合は委任者を記入し、委任状を添付してください。

2 口座振替登録内容

登 録 番 号														
口座名義人 (カタカナで記載)														

注：名古屋市の口座振替登録が済んでない場合は、登録手続を別に行ってください。

3 助成上限額 92,000円（税込） 以内で購入できるエアコンの有無

※標準取り付け工事費を含む。登録事業者一覧に掲載されます。

(取り扱い 有 ・ 無)

4 連絡先 ※登録事業者一覧に掲載されます。

電話番号
メールアドレス

5 申請者の営む主な事業を記載した書類

別紙のとおり

6 遵守事項

裏面のとおり

名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成事業に係る事業者の登録及びエアコン設置等助成金受領委任払い制度取扱要綱第4条第3項の規定に該当するときは登録できません。また、登録後にその旨が判明したときは、登録を取り消すことがあります。

上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

遵 守 事 項

- 1 高齢者（以下「甲」という。）からエアコンの見積書の作成依頼を受けた場合は、甲の希望に合致するエアコンに関し、市場価格等適正な価格の見積書を作成し、すみやかに甲に交付すること。
- 2 本市の発行する名古屋市在宅高齢者エアコン設置等助成金交付決定通知書（受領委任払い用）（以下、「決定通知書」という。）を所持する甲に、エアコンを販売または修理する場合において、甲にエアコンを販売（エアコン設置に伴う工事費を含む）または修理する価格（以下、「販売価格等」という。）が、92,000円を超えるときには、甲にその差額の支払いを求めること。
また、差額の支払いを受けたときは、甲に領収証を交付すること。
- 3 本市の発行する決定通知書の呈示をうけたときは、すみやかにエアコンを手配し、当該エアコンを甲に引き渡すこと。修理の場合は、すみやかに修理をおこなうこと。
- 4 甲に対して懇切丁寧を旨とし、甲の希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切なエアコン設置等に関する施工・調整等を行い、差別的取扱をしないこと。
- 5 本市に請求することのできる額は、92,000円を限度とする。ただし、販売価格等が92,000円を下回るときは販売価格等とすること。
- (2) 本市に費用の請求をするときは、設置・修理が完了したことが分かる書類（写し）を請求書に添付すること。また、甲から差額の支払いを受けたときは、甲に交付した領収書の控えの写しを請求書に添付すること。
- 6 本市からエアコン設置等について必要な報告又は説明を求められた場合は、すみやかにこれに応じること。
- 7 本事業をもとにした勧誘や宣伝を独自に行わないこと。
- 8 以上の遵守事項を遵守しないときは、登録を取消されても異議ないこと。